

とりせい通信

編集・発行

(公財)鳥取県生活衛生
営業指導センター
鳥取市松並町 2 丁目 160 番地
城北ビル 109 号

TEL 0857-29-8590

FAX 0857-29-8591

E_mail:tottoricenter@seiei.or.jp

URL:http://seiei.tottori.jp/

■生活衛生関係営業経営改善資金（衛経）の

市町利子補助制度の取り組み

衛経は小規模な生衛業者を対象に無担保・無保証・低利で貸し付けを受けることのできる融資制度ですが、近年低調な利用状況でした。

この様な状況に対処するため、市町村に対し利子補助をしていただくよう要望をしたところ、下記の市町で取り組むこととなりました。

借入から 3 年以内、利息の 2 分の 1 の補助があり、実質の金利は 1.25% の半分 0.625% で借入れが可能となり、大変有利です。

是非ご利用ください。 ※金利は平成 27 年 4 月現在です。

(導入市町名)

市部：鳥取市・米子市・境港市

郡部：若桜町・八頭町・智頭町・北栄町・大山町



融資を希望される方は、当指導センター、組合事務局、特相員にご連絡を！！

平成 26 年度生活衛生功労者表彰

栄えある受賞おめでとうございます 今後ますますのご活躍を祈念申し上げます

■鳥取県知事表彰

平成 27 年 3 月 17 日

中澤 信博 氏	ヘアサロンナカザワ	(理容) 鳥取市
岸田 直子 氏	のの楽	(飲食) 倉吉市
井上 園子 氏	ビューティサロンいのうえ	(美容) 米子市



■鳥取県生活衛生同業組合連絡協議会会長表彰

平成 27 年 3 月 11 日

小林 信子 氏	CO CO (飲食) 倉吉市	中村 光宏 氏	ヘアサロン ナカムラ (理容) 倉吉市
谷口 義明 氏	タニグチ ヘアサロン (理容) 鳥取市	石原 康 氏	ヘアサロン イシハラ (理容) 米子市
影山 正庫 氏	サント マカ (美容) 西伯郡	松本 正嗣 氏	日乃丸温泉 (公浴) 鳥取市

----- 指導センターホームページ -----

指導センターホームページは、**生衛業関連のデータベース・関係先とのリンクによる情報量の拡大、「生活衛生同業組合」の紹介と「組合加入の勧め」、公益財団法人としての事業内容の案内・情報公開、そして新着情報としてタイムリーな情報の提供等更新**しています。新着情報には各組合の事業のお知らせ等情報提供頂ければ掲載出来ます。より多くの情報発信と共に皆様のお役に立てる情報公開の場として活用していきたいと思っておりますので、ご意見・情報提供等よろしくお願いたします。

ホームページアクセス方法 URL <http://seiei.tottori.jp/>

☆パソコンから

☆スマートフォンから



平成 27 年度

事業計画の概要

1 相談室運営事業

<経営相談・指導及び苦情相談>

- 生衛業者に対する経営、融資、労務、衛生管理等の相談指導を行います。
- 利用者・消費者の苦情相談に応じます。
- 相談・指導体制 経営指導員(2名)職員(1名)
経営特別相談員(28名)
約款登録推進員(25名)

2 地区生活衛生営業相談・指導事業

地域に出かけ地区相談、連絡会議等を行います。

- 地区連絡協議会
行政、生衛組合地区役員・特相員、日本公庫が一堂に会し、東中西3地区で開催します。
・議題 生衛組合活動の活性化
食品衛生法施行条例改正概要 等
- 税務個別相談事業 (P4 参照)
- 衛生管理講習会
美容業生衛組合と連携して、東中西3地区で開催します。組合未加入の方も受講できます。
・演題 店舗の衛生水準確保
最近の衛生事情 等

3 衛生水準確保・向上事業

- 生活衛生水準の確保向上を図るとともに組合活動の活性化を図る。
・確保向上推進会議の開催
・広報 (ポケットブック、チラシ配布)
・新規営業許可情報を入手し生衛組合に提供
- 4 生活衛生営業経営改善資金融資等指導事業
<生活衛生融資の相談と活用促進>
- 日本公庫の生活衛生改善貸付について、融資の相談・あっせんに応じ活用促進を図ります。
- 県知事の委託を受けて一般貸付の推薦書の交付事務を指導センターが行います。
- 日本公庫と各生衛組合との緊密な連携と機能的な運用を図るため次の会議を開催します。
・融資等意見交換会 (各生衛組合理事長出席)
・相談支援連絡協議会 (特相員出席)

5 情報化整備事業

- ホームページの適切な管理運営
ホームページを活用して指導センターや生衛組合等の情報を発信します。
・掲載情報
指導センターの事業計画・収支予算
融資制度・金利情報
各生衛組合の活動状況
食中毒・感染症情報とその防止策 等

- 指導センター情報紙「とりせい通信」の発刊
指導センター・生衛組合・日本公庫等の施策情報等を生衛業者に周知する
・発行時期 5月 発行部数 2,000部

6 後継者育成支援事業

- 生衛業への職業観の向上と後継者の確保を図るため、県下の高校生を対象として美容業組合が職業体験事業を行います。

7 消費者等コールセンター事業

- 生衛業(当面クリーニング業)に起因する消費者苦情を適切に処理すると共に、苦情件数削減のため、苦情対策委員会を設置して分析・検討を行い対策に繋がります。

8 生衛業振興補助金事業 (県が2分の1補助)

- 指導センター機関誌「生活衛生とっとり」の発刊
・発行時期 1月 発行部数 3,000部

9 標準営業約款登録推進事業

- 理容・美容・クリーニング・めん類・一般飲食店の5業種に設定されている「標準営業約款」について、約款登録の促進と消費者への周知を図ります。
・本年度登録更新予定 319件

- Sマーク登録店ツアー(消費者への周知イベント)
・実施時期 10月 ・参加者 消費者団体等

10 クリーニング師研修・業務従事者講習事業

- クリーニング師・業務従事者は、消費者保護の観点からクリーニング業法により3年に1度資質向上のため、研修・講習受けることになっています。
・クリーニング師研修 (11月8日、中部)
・従事者講習1型 (10月25日、中部)
・従事者講習2型 (11月9日～20日、全県)

11 全国指導センター委託事業

- 生衛業関係調査
・景気動向等調査 (調査対象予定 70事業所)
・経営状況調査 (調査対象予定 70事業所)
協力方よろしくお願ひします。
- 経営特別相談員の研修
経営特別相談員の資質と実務能力の向上のため、6月又は7月に実施



鳥取県からのお知らせ

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

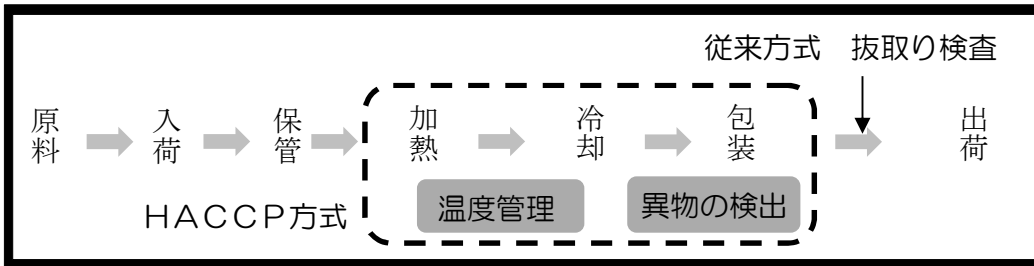
食の安全確保のためには、食品事故の未然防止、発生時の迅速対応が重要となってきます。食品取扱施設の衛生管理の向上及び食品事故発生時の迅速な対応を図るため、平成 27 年 4 月 1 日に鳥取県食品衛生法施行条例が改正されました。

食品取扱施設等における衛生管理について、国際的に推奨された手法である HACCP の普及を図るために知事が認定を行う制度を創設しました。また、食品への異物混入や食中毒による被害を防止するため、営業者が遵守すべき事項（公衆衛生上の措置の基準）を追加しました。

○鳥取県 HACCP 適合施設認定制度の創設

HACCP の基準を満たした食品取扱施設を知事が認定する制度を創設しました。

HACCP（ハサップ、危害分析重要管理点）・・・国際的に推奨されている衛生管理手法。食品の製造・加工などの各工程で微生物汚染などの危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて管理方法を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を図る。



○公衆衛生上の措置の基準の追加（①～④H27. 4. 1 施行、⑤～⑥H27. 10. 1 施行）

追加される主なものは、次のとおりです。

- ① 健康被害が発生するおそれが否定できない情報（異味又は異臭の発生、異物の混入、その他の苦情）を受付けた場合は、総合事務所等に報告すること。
 （報告対象の例）異物混入（金属片・ガラス片等の異物、病原微生物、化学物質等の混入）
 健康被害（自己申告を含む）
 類似する苦情が複数寄せられ、健康被害が発生するおそれを否定できない場合
- ② 手洗いの際には、ペーパータオル等で手を乾燥させること。
- ③ 温度計等の計器類及び殺菌装置を定期的に点検すること。
- ④ 食品取扱者の健康診断をすること。
 健康診断とは、定期の健康診断に加え、必要に応じて検便（腸管出血性大腸菌 0157、赤痢菌、サルモネラ属菌、ノロウイルス（10～3 月）等）を実施すること。
- ⑤ 検食について、飲食店営業で一時に 300 食以上提供する場合は、原材料を 2 週間以上保存すること。
- ⑥ 不良な食品等の回収について、あらかじめその手順書を作成すること。

問合せ先 県庁くらしの安心推進課（電話 0857-26-7284、ファクシミリ 0857-26-8171）

平成 26 年度国庫補助事業の目標と達成状況

平成 26 年度に当指導センターが実施した補助金事業の実績は下表のとおりとなりました。

事業名	目標	実績	備考
1 相談指導事業 延べ相談・指導人数	900名	1,013名	目標達成
2 情報化整備事業 年間情報発信件数 年間アクセス件数	40件以上 2,000件	55件 訪問数：2,039件 ページビュー数：5,976件	目標達成
3 後継者育成支援事業 参加生徒の職業観向上率 専修学校理容科進学者数 専修学校美容科進学者数 インターンシップ実施校	70%以上 4人以上 10人以上 5校	67% 0人 15人 1校	一部目標未達成 H27 年度、授業内容改善、インターンシップ推進に努める。
4 消費者コールセンター事業 消費生活センター及び指導センターの受付苦情件数	30件以下	18件	目標達成

生衛業者の皆様へ

無料!

税理士個別相談を実施します



決算や税務申告でお悩みの生衛業者の皆さんはおられませんか?

経費は当指導センターが負担します。

◇ 相談事項

経営分析・業務改善

記帳・決算書類の作成

パソコン会計ソフト導入支援 等です。

創業時 や 事業継承 についてもご利用ください。

◇ 申込先

(公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町2-160 城北ビル109号 電話 0857(29)8590 担当 山根・村上

▶ いつでも受け付けます。生衛組合員外もOK。まずはお電話ください。◀

クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内

第9クール3年次のクリーニング師研修・業務従事者講習を下記のとおり実施します。

クリーニング業法で、クリーニング師・従事者が3年を超えない期間ごとに受講することが義務付けられていますので、必ず受講していただくようお願いします。

なお、クリーニング師研修受講者(H25・H26年度受講者及びH27年度受講申込者)を対象としてクリーニング所の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習(特管物講習)を行います。業務従事者講習については2型の通信制による講習も行います。9月上旬に、受講対象者のあるクリーニング所の営業者の方へ開催案内を通知する予定です。

1型クリーニング師研修	1型業務従事者講習	2型業務従事者講習(通信制による)
日時 11月8日(日) 午前・午後 場所 鳥取県中部総合事務所 B棟202会議室(倉吉市) ◎午前中、特管物講習を実施	日時 10月25日(日) 午後 場所 鳥取県中部総合事務所 B棟202会議室(倉吉市)	受講申込受付期間 11月9日(月)~20日(金) レポート提出期限 12月18日(金)

◆問合せ先◆ (公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター TEL0857-29-8590

★ 関 係 機 関 名 簿 ★

<p>鳥取県東部生活環境事務所 所長(新任) 亀井雅義 環境・循環推進課 副所長兼課長 佐々木順一 課長補佐 山根 巖 環境衛生担当 課長補佐 木村優子 係長 木村義明 主事(新任) 中島寿一 TEL 0857-20-3672</p>	<p>鳥取県中部総合事務所生活環境局 局長 桐林正彦 環境・循環推進課 副局長兼課長(新任)野々内繁男 課長補佐 片山諒一 環境衛生担当 課長補佐 田中卓実 係長 井元裕一 衛生技師 居藏岳志 TEL 0858-23-3150</p>	<p>鳥取県西部総合事務所生活環境局 局長 松本康右 環境・循環推進課 副局長兼課長 中村泰丈 課長補佐 郡 香緒利 環境衛生担当 課長補佐 池山恒平 係長 山本浩康 主事(新任) 井上智幹 TEL 0859-31-9350</p>
<p>鳥取県生活環境部くらしの安心局 局長 藪田千登勢 くらしの安心推進課 課長 坂口貴志 課長補佐 和田昌史 くらしの安全担当 係長 近藤寿代 衛生技師 奥田英二 TEL 0857-26-7185</p>	<p>(公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター 常務理事・事務局長・経営指導員 山根 到 経営指導員 村上 昇 事務職員 中嶋京子 TEL 0857-29-8590</p> <p style="text-align: right;">今後ともよろしく申し上げます</p>	